

「使用料・手数料の基本方針」（改訂第3版）（案）に関する意見募集の結果

1. 案件名	「使用料・手数料の基本方針」（改訂第3版）（案）	
2. 担当所管	東村山市経営政策部公共施設マネジメント課	
3. 概要	(1) 意見募集期間	令和3年4月15日（木曜）から令和3年5月7日（金曜）まで
	(2) 周知方法	東村山市ホームページ、市報ひがしむらやま令和3年4月15日号、意見回収箱の設置場所へのポスター掲示
	(3) 回収箱の設置場所	市情報コーナー、いきいきプラザ総合窓口、ワズタワー内地域サービス窓口、中央公民館、萩山公民館、秋津公民館、富士見公民館、廻田公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、市民スポーツセンター、多摩湖ふれあいセンター、恩多ふれあいセンター、栄町ふれあいセンター、久米川ふれあいセンター、青葉地域センター、秋水園ふれあいセンター、美住リサイクルショップ、社会福祉センター、子育て総合支援センター（ころころの森）
4. ご意見をお寄せいただいた人数	計4名（内訳：各施設での提出1名、直接持ち込みによる提出0名、郵送による提出0名、ファックスによる提出1名、電子メールによる提出1名、市ホームページからの提出1名）	
5. お寄せいただいた意見の数	5件	
6. お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	別紙のとおり	

お寄せいただいたご意見の中に複数にわたる内容が記載されている場合は、項目ごとに分割するなど、整理して記載しています。

また、明らかな誤字・脱字等の修正を除き、可能な限り原文のまま掲載しています。

NO.	ご意見	市の考え方
	<p>現行の規定に基づき、仮に富士見公民館ホールで休日に 2,000 円の有料公演を行う場合、使用料は 8,300 円の 2 倍、16,600 円となります。これを、1,999 円の料金設定とした場合、8,300 円の 1.5 倍、12,450 円で 4,150 円割安となります。料金設定わずか 1 円の差によって、使用料にそれだけの差額を生じることから、主催者はどうしても 1,999 円での開催へと動いてしまいます。</p> <p>ここはむしろ「2,000 円超の場合」等と改め、不自然な料金設定とならぬように改めてはいかがでしょうか。そのように改めても来場者の負担は各々 1 円であり、市民負担を理由に現行使用料を今後も継続していく理由にはならないように考えます。</p> <p>地域の芸術家の育成、支援も公民館の重要な役割であります。上記の例でいう 4,150 円の負担の軽減をその視点からご検討いただき、今般の公会計情報をもとにした料金設定導入にあわせ、施設使用者から見える矛盾点を整理していただくようお願いいたします。</p>	
5	<p>使用料免除についての要望です。</p> <p>子どもたちのための企画（例えば映画、演劇等）は、営利目的ではなく、なるべく安い料金で鑑賞させてあげたいのです。しかし、現状では、ホールの使用料等他市と比較しても高いと思う。また、他市では、半額免除の配慮をしています。東村山市でも、「子どもたちに豊かな夢や希望を持ち」未来を担っていただきたいと思う企画者としての切望です。</p> <p>私たち企画者は、手弁当、ボラティアとして主催しております。文化の花ひらく、住みよい、明るい市や町にしたいので、せめて半額免除（特に市や教育委員会の後援の場合）のご検討をお願いします。</p>	<p>公共施設の管理運営等や各種証明書交付等の事務にかかる費用は、大部分が税で負担されていますが、施設や各種証明等のサービスの提供を受けない人の税も多く含まれていますので、使用する人に応分の負担をしていただく「受益者負担」により、「負担の公平性」を図る必要があるものと考えます。</p> <p>使用料の免除については、各施設の設置条例により定めることを前提としておりますが、ホールのある公民館においては、市は「市内の公共的団体が、市又は委員会の後援を受けた事業、行事に使用するとき。」は使用料が免除と出来る（東村山市立公民館条例第 13 条第 2 項第 2 号）ものとなっております。</p>